

第3号議案 基金償却積立金取崩しの件

保険業法第57条第1項の規定に基づき、基金償却積立金の取崩しを行いたいと存じます。これは、平成24年に償却期限をむかえる基金を期限前に償還することを目的とするものであります。

(1) 取崩しをする基金償却積立金の額

基金償却積立金 1,300 億円のうち 1,000 億円

(2) 基金償却積立金の取崩しが効力を生ずる日

平成20年12月1日（予定）

注. 基金償却積立金の取崩しが効力を生ずるには、保険業法に規定する保険契約者の異議の申し立てが所定の要件を充たさず、かつ、内閣総理大臣の認可を取得することが必要となります。内閣総理大臣の認可が平成20年12月1日後となった場合、内閣総理大臣の認可を取得した日の翌営業日を効力発生日とさせていただきます。